

令和 8 年度

市有財産（土地：千歳市柏陽 2 丁目 8 番）売却
一般競争入札要領

千歳市 総務部 契約管財課 財産管理係

☎ 0123 (24) 0540 (直通)

目 次

	ページ
1 入札物件（土地） -----	1
2 入札参加資格 -----	1
3 入札参加申込 -----	1
4 入札参加申込に必要な書類等 -----	2
5 入札必要書類の交付 -----	2
6 入札保証金 -----	2～3
7 入 札 -----	3～4
8 入札の無効 -----	4
9 契約の締結 -----	5
10 契約保証金及び売買代金の支払方法 -----	5
11 所有権の移転等 -----	5
12 その他 -----	5～6
13 入札者がなかった場合 -----	6

様式

「市有財産(土地)売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」	7
「共有者名簿」 （共有名義での申込みの場合） -----	8
「委任状」 -----	9
「役員名簿」 （法人の場合） -----	10
「土地売買契約書(案)」 -----	11～14

1 入札物件（土地）

区分	所在・地番	登記地目	実測地積	予定価格（単価）
土地	千歳市柏陽2丁目8番	宅地	3,949.97㎡	112,000,000円 (28,354円/㎡)

- ※ 予告なく入札中止、内容変更をすることがあります。
- ※ 物件の概要については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について確認してください。
- ※ 開発行為による宅地造成を行う場合、宅地開発の手引き（2026年4月版）の技術基準が適用されます。詳細につきましては、企画部まちづくり推進課（0123-24-0461）に問い合わせ願います。
- 【技術基準例】「戸建住宅の1区画の宅地面積は、200～300㎡を標準とする」など

2 入札参加資格

- （1）令和8年7月31日（金）午前9時から令和8年9月30日（水）午後5時までに、入札参加申込書類を持参により提出した者。
 - （2）本要領の内容を承諾し、順守できる者。
 - （3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
 - （4）告示日の日から入札執行日の間に、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていない者。
 - （5）千歳市暴力団排除条例（平成26年条例第1号）第2条第1号から第4号までのいずれかに該当しない者。
- ※ 入札参加資格の確認を行うため、千歳市が警察等関係機関に対して照会する場合があります（申込者が法人の場合、役員等を含む。）。

3 入札参加申込

- 本入札に参加するには、事前に入札参加申込みが必要です。
- 入札参加申込書類の提出は、下記に記載の「受付場所」に持参してください。
- ※ 郵便、電話、FAX、電子メール等による申込みはできません。
 - ※ ご持参いただける日時を事前に電話等でご連絡願います。
 - ※ 申込時には、書類の確認等にお時間（15分程度）を要します。
- （1）入札参加申込期間
令和8年7月31日（金）午前9時から令和8年9月30日（水）午後5時まで
※ 土日・祝日を除く
 - （2）受付場所
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市役所4階 総務部契約管財課財産管理係（41番窓口）
☎0123-24-0540（直通）

4 入札参加申込に必要な書類等

(1) 提出書類等

- ① 「市有財産（土地：千歳市柏陽2丁目8番）売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」
 - ② 添付書類（個人による申込みの場合）
 - ア 印鑑登録証明書1通
 - イ 住民票1通
 - ② 添付書類（法人による申込みの場合）
 - ア 印鑑証明書1通
 - イ 商業登記簿の全部事項証明書1通
 - ウ 役員名簿（要領に添付の様式を使用してください。）1通
 - エ 定款（写し。原本に相違ない旨の記載と押印のあるもの）1通
- ※ 各証明書は、発行日から3か月以内の原本とします。
※ 提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
※ 提出した書類の返却はいたしません。

(2) 共有名義で参加する場合

所有権の共有を希望される場合は、次の書類をご提出ください。なお、共有名義で申込み手続きを行った場合、入札は代表者1名が行うことになります。

- ① 「市有財産（土地：千歳市柏陽2丁目8番）売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」（共有者の代表が提出）
- ② (1) ②の添付書類（共有者全員分）（個人の場合はア及びイ、法人の場合はア～エ）※ 各証明書は、発行日から3か月以内の原本とします。
- ③ 共有者名簿
- ④ 委任状（代表者を除く共有者全員分）

※ 共有名義で参加する者は、必ず売却地の所有権の一部を取得する（土地売買契約の相手方となる。）ものとし、共有名義で参加するすべての者が参加条件の規定に違反していない者である必要があります。

※ 単独で参加する者は、他の共有名義の構成員になることはできません。また、同一の参加者が他の共有名義の構成員になることもできません。

5 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後に、本市より入札に必要な書類等を交付します。

【交付書類】

- ① 入札書
- ② 入札保証金納入通知書
- ③ 入札保証金返還請求書
- ④ 委任状

※入札書及び委任状の様式については、市のHPからもダウンロードが出来ます。

6 入札保証金

入札に参加するには、千歳市契約規則の定めにより、入札保証金を納めていただく必要があります。

(1) 入札保証金額 5,600,000円

(2) 納付方法

入札参加申込後、本市が交付した納入通知書により、納入通知書に記載の取扱機関で納付してください。

※ 落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金に充当します。

ただし、契約の締結期限までに落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属し、返還はいたしません。

※ 落札者以外の方の入札保証金は、入札保証金返還請求書に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。入札保証金返還先の口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。なお、共有名義で申込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。入札保証金に利息は付きません。返還には開札後2週間程度を要しますので、ご了承ください。

7 入札

(1) 入札日時及び場所

日時：令和8年10月8日（木） 午前11時00分～

場所：千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所4階入札室

※ 入札会場への入室は、1入札者につき1名とさせていただきます。

(2) 提出書類

- ・ 入札書 ※封筒に入れて投函してください。郵送又はFAX等による入札は認めません。
- ・ 金融機関の領収印がある入札保証金納入通知書の写し
- ・ 入札保証金返還請求書
- ・ 委任状 ※代理人が入札する場合に提出が必要です。

(3) 入札にあたっての注意事項

○入札書について

入札書の入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在・法人名及び代表者名）を記入し、印鑑登録印を押印してください。また、共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込時に定めた代表者の住所・氏名（法人の場合は前記同様）を記入し、印鑑登録印を押印してください。

なお、代理人による入札の場合には、入札執行前に委任状を提出し、入札書には代理人である旨を記載するとともに、委任状に押印した使用印を押印してください。

金額の記入には、アラビア数字を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

また、記入するときは、インキ、墨、ボールペンを使用してください。

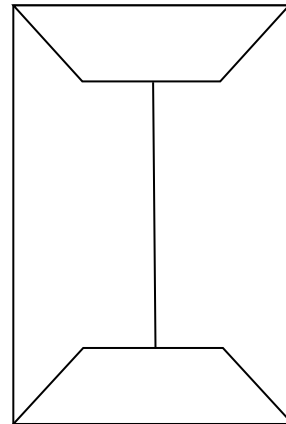
※ 入札書及び委任状の様式については、市ホームページからダウンロードが出来ます。

○入札書提出用封筒（長形 3 号）について 注）入札書のみ入れてください。

表面



裏面



※ 封筒の表に「入札書」と記入し、のり付けは不要です。

※ 封筒は各自でご用意ください。

（４）落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、千歳市が定めた予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

８ 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- （１）入札書を持参ではない方法で提出したもの。
- （２）入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札。
- （３）入札書の記載金額を加除訂正した入札。
- （４）入札書に記名押印がない入札。
- （５）１の入札者又はその代理人が同一事項について２以上の入札をしたときの入札。
- （６）代理人が２人以上の者の代理をしてした入札。
- （７）入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札。
- （８）無権代理人がした入札。
- （９）入札に関し不正の行為があった者のした入札。
- （１０）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- （１１）入札保証金を納付していない者の入札。
- （１２）入札保証金納付済を証する領収印がない入札保証金納入通知書の写しを提出した者の入札。
- （１３）予定価格を下回る金額による入札。
- （１４）その他入札に関する条件に違反した入札。

9 契約の締結

落札者は、令和8年10月15日（木）午後5時までに別紙様式の「土地売買契約書（案）」により契約を締結しなければなりません。

落札者が、契約締結期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することになります。

10 契約保証金及び売買代金の支払方法

（1）契約保証金

本契約締結時に売買代金（落札額）の100分の10に相当する契約保証金を納付していただきます。

※ 納付済みの入札保証金を契約保証金に充当しますので、本契約締結日には、契約保証金から入札保証金を差し引いた額をご用意ください。

※ 契約保証金は、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合、市に帰属することになります。

※ 契約保証金に利息は付きません。

（2）売買代金

売買代金（落札額）と契約保証金との差額を本契約締結日から30日以内に納付していただきます。

※ 売買代金の分割納付はできません。

11 所有権の移転等

所有権移転登記は、市が行います。また、売買代金が完納されたとき、所有権は落札者に移転し、同時に現状有姿で物件引渡しがあったものとします。

所有権移転登記の完了には、売買代金が完納されてから2週間程度を要しますが、所有権移転登記が完了次第、落札者（共有名義の場合は代表者）に登記識別情報通知をお渡しします。

なお、売買契約書（市保管のもの1部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税（678,900円）のほか、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

※ 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

※ 物件の取得に伴い、不動産取得税（道税）が課税されますので、ご注意ください。

12 その他

（1）売買物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、事前に現地確認、諸規制及び周辺環境等について調査してからお申込みください。

（2）売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。

（3）売買物件の敷地内のゴミ、ガラ、粉砕、水道管、埋設物等の撤去に要する費用は、買受人の負担となります。

（4）入札の公正を期するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えでき

ません。

(5) 予告なく入札の中止、内容変更をする場合があります。

(6) この要領に定めのない事項については、本市の条例・規則、その他関係法令の定めるところによります。

13 入札者がなかった場合

入札者がなかった場合、先着順に申込みを受付け、随意契約をもって売却する予定です。なお、先着順による売却の場合も、本要領に定める売却条件、申込資格などの諸条件に変更はありません（詳細は決定次第、本市ホームページに掲載します。）。

令和 年 月 日

千 歳 市 長 様

〈申込者〉

住 所

氏 名
(名称等) 印

電話番号

共有者の有無 有 ・ 無

※共有名義で申込まれる場合は、代表者について記入し、別紙「共有者名簿」を添付してください。

市有財産（土地：千歳市柏陽2丁目8番）売却一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和8年10月8日執行の市有財産（土地：千歳市柏陽2丁目8番）売却一般競争入札に参加したく、本要領の内容を了承のうえ、申込みいたします。

また、本要領に定める入札参加資格を満たしていないことが判明した場合は、本入札に関して千歳市が行う一切の措置について異議申立てはいたしません。

なお、当該物件に対する「入札金額」及び「入札者名」を千歳市公式ホームページにおいて公表することについても承諾します。

【入札物件】

区分	所在・地番	登記地目	地積(㎡)
土地	千歳市柏陽2丁目8番	宅地	3,949.97

※申込者の印鑑は、印鑑登録された印鑑をご使用ください。

※共有者名義での申込みの場合は、共有者を代表して入札手続きを行う者を決め、申込者欄に代表者氏名等をご記入ください。また、共有者名簿には、申込者を除く他の共有者について記入してください。

別 紙 「共有者名簿」

※共有名義での申込みの場合に添付してください。

※使用する印鑑は、印鑑登録印を押印してください。

【共 有 者】（所有権を登記する際に共有とする場合）

住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印 (電話 — —)
持分割合	
住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印 (電話 — —)
持分割合	
住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印 (電話 — —)
持分割合	
住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印 (電話 — —)
持分割合	

【共有名義での参加申込時に提出】

委 任 状

令和 年 月 日

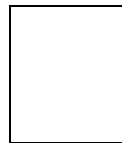
千歳市長 様

住 所

氏 名

印

使用印



私は、 を代理人と定め、「市有財産
(土地：千歳市柏陽2丁目8番) 売却一般競争入札」に係る次の権限を委任します。

委任事項

- 1 入札参加申込みに係る一切の権限
- 2 保証金の納付及び返還に係る受領の権限
- 3 入札等に関する一切の権限
- 4 代金納付に関する一切の権限
- 5 権利移転に関する一切の権限
- 6 上記1から5までに付帯する一切の権限

【法人による入札の場合に提出】

(あて先) 千歳市長

役 員 名 簿

法 人 名	
所 在 地	

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※代表役員については法人登記簿に記載の代表者住所を記入し、その他の役員等は現住所を記入してください。

※氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	

土地売買契約書（案）

売渡人 千歳市（以下「甲」という。）と買受人 ●●（以下「乙」という。）とは、土地の売買に関し、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の土地（以下「物件」という。）を乙に売渡し、乙はこれを買受ける。

（売買価格）

第3条 前条の売買価格（以下「代金」という。）は、金●●円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金●●円を、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金●●円は、乙が納付済みの入札保証金により充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 第1項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を、代金に充当するものとする。

6 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（代金の納入）

第5条 乙は、第3条に定める代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金●●円を、甲の発行する納入通知書により、令和●年●月●日までにその指定する場所において支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 物件の所有権は、乙が代金を完納した時に甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転登記）

第7条 所有権移転登記は、乙の請求により甲が行うものとする。この場合の登記の嘱託の際に要する登録免許税は、乙の負担とする。

（物件の引渡し）

第8条 甲は、所有権移転登記完了日に、物件を現状のまま乙に引渡しものとする。

2 乙は、物件の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより直ちに物件受領書を甲に提出するものとする。

（従物の帰属）

第9条 物件に従属する樹木・工作物等は、この契約に特段の定めがない場合は乙に帰属するものとする。

(危険負担)

第10条 この契約締結後、物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、物件に数量の不足その他本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合には、物件の引渡しの日から2年間に限り、甲に対し協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第12条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害する恐れのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権の移転又は権利の設定をしてはならない。

2 乙は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第13項に定める接客業務受託営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権の移転又は権利の設定をしてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告を要せず本契約を解除することができるものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、乙が原状回復をしないときは、甲が代行しその費用を返還金と相殺する。

2 乙は、前項の規定により物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を、甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により物件を甲に返還する場合において、売買物件に甲の所有権の完全な行使を妨げる権利等があるときは、これを一切消滅させるものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたときは、その損害の賠償金を甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第16条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要経費その他の経費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(返還金)

第17条 甲は、この契約を解除したときは、物件の返還に伴う所有権移転登記完了後、納付を受けた代金を乙に返還するものとする。ただし、乙が契約解除前に物件を他人に引渡し又は売渡しした場合は、代金を乙に返還しないものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、前条の規定により代金を返還する場合において、乙が第14条に定める原状回復又は第15条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

(相隣関係等)

第19条 乙は、物件引渡し以後においては、十分な注意をもって物件を管理し、第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結にかかる印紙税は、乙の負担とする。また、それぞれにかかる事務費等は、甲乙おのおのにおいて負担する。

(疑義の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 千 歳 市
千歳市長 横田 隆一

乙 住所

氏名

売買物件の表示

1 土地

所在・地番	登記地目	地積（㎡）
千歳市柏陽2丁目8番	宅地	3,949.97

お問合せは、こちらまでお願いします。

千歳市総務部契約管財課財産管理係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
(千歳市役所4階 41番窓口)

電話 0123 (24) 0540 (直通)